



土 監 発 第 1 2 号
令和 4 年 2 月 1 7 日

土浦市長 安藤 真理子 殿
土浦市議会議長 小坂 博 殿

土浦市監査委員 藤田 雪絵
同 内田 卓男

工事監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による工事監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による工事監査

2 監査の期日

令和3年11月24日（水）

3 監査の対象

03 国補道建工第1号及び02 国補公街工第4号

都市計画道路荒川沖木田余線道路改良工事（第7工区）

03 国補道建工第2号及び03 道建工第2号

都市計画道路荒川沖木田余線道路改良工事（第8工区）

4 監査の方法

所管課から工事概要の説明を受けた後、特定非営利活動法人「地域と行政を支える技術フォーラム」の協力を得て、計画、設計、積算、契約及び施工が適正かつ合理的に執行されているかといった観点から書類審査を行うとともに、工事監理については、施工現場において、施工体制や施工状況を実査した。

なお、同法人の専門技術士により作成された「工事監査に伴う技術調査報告書」は別添のとおりである。

5 監査の結果

対象工事における計画、設計、積算、契約、工事監理及び施工については、適切に執行されているものと認められた。今回、専門技術士から寄せられたアドバイスを参考に引き続き適切な執行を行いたい。